

令和5(2023)年度諮問(一)第8号
令和5(2023)年度答申(一)第4号

「生活保護法に基づく生活保護申請却下処分に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

本件審査請求の経過は概ね以下のとおりである。

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人の妻が生活保護開始申請を行い、処分庁が申請書を受理した。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は審査請求人宅を訪問し生活実態を調査したところ、妻及び審査請求人の長男が在宅しており、居宅の状況から妻及び長男が審査請求人宅に居住していることを確認し、妻には後日、生活保護申請の結果を通知する旨を伝達した。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第29条に基づき審査請求人、妻及び長男の年金収入額の調査を行い、収入額が最低生活費を超過していることを確認し、要否判定調書を基に本件処分をした。
- 4 令和2（2020）年12月4日、審査請求人が本件処分の取消しを求める審査請求書を審査庁に提出した。
- 5 令和2（2020）年12月11日、審査庁は審査請求書の補正を命じ、審査請求人は令和2（2020）年12月16日付けの補正書で補正を行った。
- 6 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5（2023）年7月24日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、概ね次の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 審査請求人の妻は家庭内不和のため令和〇（〇〇）年〇月〇日から〇〇市に居住しており生活実態は宇都宮市にはない。妻が住民票でも別世帯

であるにもかかわらず、審査請求人宅に居住し同一世帯であるとした処分庁の世帯認定は誤りである。

- (2) 処分庁は却下の理由を年金収入超過としているが、審査請求人の入院事情及び長男の障害事情を考慮しておらず、国の定める最低生活費を満たしていない。また、同一世帯でない妻の分を算定して本件処分を行ったことは不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 世帯認定に関する規定について

(ア) 法第10条は「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」と規定している。

(イ) 平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「別冊問答集」という。）問1の6において、「甲と乙が依然として法律上の夫婦関係にあり、甲が乙に一定の送金を継続し、乙も甲との婚姻を解消する意思はなく、退院後は甲のもとに帰ることを予定しているような場合には、乙を甲と同一世帯と認定すべきであろう。これに反し、甲と乙の間には全く音信が途絶え、乙が甲の元に帰来することが期待できず、夫婦関係が全く解消したような場合には、たとえ法律上は夫婦であっても別世帯と認定すべきであろう。」と規定している。

イ 要否判定に関する規定について

(ア) 昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と規定している。

(イ) 昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第8の1(4)アにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と、同イにおいて、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定による介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と規定している。

(ウ) 昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）問第10の4「保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。」に対し、昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号「生活保護法による保護の基準（以下「告示」という。）別表第1生活扶助基準」と規定しており、告示別表第1の第1章の1には居宅の基準生活費の額及び計算方法が、第2章の2には障害者加算の額及び認定基準が、第3章の1には入院の基準生活費の額及び認定基準が規定されている。

(エ) 課長通知第10の5「保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。」に対し、「次官通知第8の3により、勤労(被用)収入、農業収入、恩給年金等の収入等、収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他必要経費のうちア、イ、オに掲げる費用の実費」を認定するものと規定しており、同第8の3(5)オには、地方税等の公租公課が規定されている。

(2) 本件処分 of 妥当性について

ア 世帯認定について

生活保護開始申請書からは、申請人が妻であり、対象となる世帯は審査請求人、長男、妻の三世帯であるとの記載が認められるものの、処分庁は妻が〇〇市の実家に戻ったことを聴取している。

このため、処分庁は世帯認定をするにあたって、別冊問答集問1の6が求めるように、入院中の審査請求人に退院後に夫婦関係を維持するか意思確認をしなければ、妻の主張の正否を確認できないところ、ケース記録には当該意思確認をした記録がないことから、処分庁が審査請求人の夫婦関係に関する意思確認を実施したとは認められない。

したがって、世帯認定にあたり調査が十分尽くされたとは言えない。

イ 要否判定の適否について

処分庁は三人世帯で要否判定をして本件処分を行ったが、ケース記録には、妻を除いた審査請求人と長男の二人世帯で要否判定を行っても保護を要さないとの記載が認められる。

このため、三人世帯での要否判定と二人世帯での要否判定の適否についてそれぞれ検討を行う。

(7) 三人世帯での要否判定について

a 最低生活費認定額について

(a) 審査請求人の基準生活費

審査請求人は入院していることから、告示別表第1の第3章1(1)に基づき23,110円を認定したと認められる。

(b) 妻及び長男の基準生活費

妻及び長男は居宅していることから、告示別表第1の第1章1(1)に基づき、113,840円を認定したと認められる。

(c) 長男の障害者加算

長男は障害年金2級を受給していることから、長男の障害事情を考慮して告示別表第1の第2章2(2)イに基づき、16,620円を認定したと認められる。

(d) 医療費

審査請求人の入院事情を考慮して、高額療養費限度額を35,400円、入院時食事代を14,880円(1食160円×3食×31日)とし、50,280円を認定したと認められる。

(e) 要否判定に用いる最低生活費認定額

上記(a)から(d)までの額を合計し、203,850円を最低生活費として認定したと認められる。

b 収入充当額について

(a) 収入認定額

次官通知第8の3(2)ア(ア)に基づき、審査請求人の老齢年金を147,080円(月額)と、妻の老齢年金を56,388円(月額)と、長男の障害年金を65,141円(月額)と認定したと認められる。

(b) 収入認定額からの控除額

局長通知第8の1(4)イに基づき、審査請求人の介護保険料3,700円(月額)を控除額とし、課長通知第10の5に基づき、世帯の国民健康保険料11,066円を控除額としたと認められる。

(c) 要否判定に用いる収入充当額

上記(a)の合計から上記(b)の合計を控除し、収入充当額を253,843円としたと認められる。

c 要否判定の判断

最低生活費203,850円に対し、収入額が253,843円となるから、次官通知第10に基づき、上記aと上記bを対比の上で、処分庁は三人世帯で保護を要しないと判断したと認められる。

(イ) 二人世帯での要否判定について

a 最低生活費認定額について

(a) 申請請求人の基準生活費

(ア) a(a)と同じ23,110円を認定したと認められる。

(b) 長男の基準生活費

長男は居宅していることから、告示別表第1の第1章1(1)に基づき、71,460円を認定したと認められる。

(c) 長男の障害者加算

(ア) a(c)と同じ16,620円を認定したと認められる。

(d) 医療費

(ア) a(d)と同じ50,280円を認定したと認められる。

(e) 要否判定に用いる最低生活費認定額

上記(a)から(d)までの額を合計し、161,470円を最低生活費として認定したと認められる。

b 収入充当額について

(a) 収入認定額

次官通知第8の3(2)ア(ア)に基づき、審査請求人の老齢年金を147,080円(月額)と、長男の障害年金を65,141円(月額)と認定したと認められる。

(b) 収入認定額からの控除額

(ア) b (b)と同じ14,766円を控除額としたと認められる。

(c) 要否判定に用いる収入充当額

上記(a)の合計から(b)の合計を控除し、収入充当額を197,455円としたと認められる。

c 要否判定の判断

最低生活費161,470円に対し、収入額が197,455円となるから、次官通知第10に基づき、上記aと上記bを対比の上で、処分庁は二人世帯でも保護を要しないと判断したと認められる。

ウ まとめ

本件処分における処分庁の世帯認定の経過については瑕疵あるものと言わざるを得ないが、審査請求人の世帯については三人世帯、二人世帯のいずれにおいても要否判定上保護を要するものとは認められない。なお、審査請求人の入院事情及び長男の障害も考慮されている。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

(1) 保護の要否について

本件処分は、審査請求人の世帯を三人世帯（本人、妻、長男）と認定して行われている一方、審査請求人は、二人世帯（本人、長男）と認定すべきと主張しているため、それぞれの場合の保護の要否を検討する。

ア 三人世帯と認定した場合

三人世帯と認定した場合の最低生活費及び収入について、審理員の判断は上記第4の2(2)イ(ア) a 及びbのとおりである。審査会において、通知等を参照しながらこれらを検証したところ、誤りは認められなかった。

イ 二人世帯と認定した場合

二人世帯と認定した場合の最低生活費及び収入について、審理員の判断は上記第4の2(2)イ(イ) a 及びbのとおりである。審査会において、通知等を参照しながらこれらを検証したところ、誤りは認められなかった。

ウ まとめ

以上のことから、三世帯と認定した場合でも二世帯と認定した場合でも収入が最低生活費を上回るため、いずれの場合にも保護を要しないとした審理員の判断に誤りはない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 世帯認定について

上記(1)のとおり、三世帯と認定した場合でも二世帯と認定した場合でも保護を要しないため、保護の要否の判断に影響しない。

イ 妻の年金の取扱いについて

妻の年金は、三世帯と認定した場合には収入として計上され、二世帯と認定した場合には収入として計上されないことになり、結局のところ世帯認定の問題に帰着する。

上記(1)のとおり、三世帯と認定した場合でも二世帯と認定した場合でも保護を要しないため、保護の要否の判断に影響しない。

ウ 審査請求人及び長男の状況について

上記第4の2(2)イ(ア) a (c)及び(d)並びに(イ) a (c)及び(d)のとおり、最低生活費の算定において、本人の医療費及び長男の障害者加算が計上されており、適切に考慮されている。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに2年以上を要しており、諮問までの期間が長いと言わざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に則り、審査手続を迅速に行うべきであることを申し添える。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年7月24日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年12月12日 (第53回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和6(2024)年1月16日 (第54回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
島 菌 佐 紀	弁護士	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)